平成２１年（フ）第２４０６号
横浜市港北区鳥山町1105番地　フラワーハイム105
債務者　菅マルセリヤーナ　テックラこと　カン　テックラ　マルセリヤーナ
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５３号
横浜市旭区二俣川２丁目46番地11　ハイツヴェルヴィ101号
債務者　大嶋きよ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４９３号
横浜市港北区新横浜１丁目21番地９　Ｆ．Ｉ．Ｓ港北寮225号
債務者　戸舘　康宏
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２２号
横浜市都筑区荏田南５丁目１番５―207号
債務者　平野　槙子（旧姓会津）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２６号
横浜市鶴見区市場富士見町９番13―401号
債務者　五十嵐淳子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３３号
神奈川県藤沢市遠藤3632番地の２　エスポワールハイツＢ101
債務者　井上由夏こと　白　　由夏(旧姓大森)
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３号
静岡県富士市広見東本町37番１号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１６０号
静岡県富士市平垣485番地の８　コーポ富士見103号、前住所静岡県富士市五貫島631番地の４
債務者　倉本　且男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３２６号
横浜市神奈川区羽沢町947番地の１　宮向団地５街区１号棟306号室
債務者　島田八重子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３４４号
横浜市港北区新横浜３丁目２番地２　リシェ新横浜203号
債務者　八木　友美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５０６号
横浜市都筑区牛久保東３丁目18番８号　グリシーヌ102号、住民票上の住所川崎市高津区久末16番地14
債務者　小西　仁美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７１号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目30番７号　フォーブル板倉Ａ―201
債務者　ナカシマ　ヨシオキ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
静岡県磐田市加茂747番地
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
秋田県大仙市協和境字菅生田72番地36
債務者　加藤　　透
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１７１４９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩崎町18―30
債務者　樋渡　聡子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部